

平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則をここに公布する。

平成28年11月30日

厚岸町長 若狭 靖

平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

(定義)

第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経過措置額支給特定職員 職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成27年厚岸町条例第10号。以下「平成27年改正条例」という。)附則第2項に規定する特定職員であり、かつ、平成28年4月1日前に55歳に達した者であつて、同条の規定による給料を支給されるものをいう。
- (2) 施行日 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年厚岸町条例第30号。以下「平成28年改正条例」という。)の施行の日をいう。
- (3) 改正後の給与条例 平成28年改正条例第1条の規定(職員の給与に関する条例(以下「職員給与条例」という。)第16条の6第2項、第22条第2項及び附則第13項の改正規定を除く。)又は第3条の規定(厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「企業職員給与条例」という。)第14条第2項及び附則第11項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例をいう。
- (4) 改正前の給与条例 平成28年改正条例第1条又は第3条の規定による改正前の給与条例をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

第2条 経過措置額支給特定職員に対する平成28年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の

規定（第4条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成27年改正条例附則第2項から第4項までの規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定（平成27年改正条例附則第2項から第4項までの規定を含む。以下この条及び次条において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料
- (2) 期末手当
- (3) 勤勉手当

第3条 経過措置額支給特定職員に対する平成28年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る職員給与条例第10条又は企業職員給与条例第16条の規定による給与の減額に当たっては、この規則の規定（次条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成27年改正条例附則第2項から第4項までの規定による給料の特例）

第4条 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において平成27年改正条例附則の規定による給料に関する規則（平成27年厚岸町規則第13号）第3条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成27年改正条例附則第3項又は第4項の規定による給料については、同規則第3条又は第4条の規定にかかわらず、町長の定めるところによる。

第5条 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から職員給与条例附則第10項第1号又は企業職員給与条例附則第8項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正条例附則第2項から第4項までの規定による給料の額との合計額が、改正前の給与条例の規定による給料月額から職員給与条例附則第10項第1号又は企業職員給与条例附則第8項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正条例附則第2項から第4項までの規定による給料の額との合計額に達しないときにおける平成27年改正条例附則の規定による給料に関する規則第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第2条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する職員給与条例第10条又は企業職員給与条例第16条の規定による給与の減額の額の算定の基礎となる場合における平成27年改正条例附則第2項から第4項までの規定による給料については、適用しない。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。